

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和 5 年11月 8 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市志段味古墳群 歴史の里	名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号 しだみの里守グループ 代表者 渡 邊 広 志

2 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

（令和 5 年11月 8 日提出 文化財保護室）